

令和3年度 第1回 介護保険運営協議会議事録

開催日時 令和3年6月25日（金）午後2時00分から午後3時50分まで

開催場所 横須賀市役所 消防局庁舎4階 災害対策本部室

出席者

【委員】橋本委員長、鈴木副委員長、赤塚委員、五十嵐委員、石渡委員、大島委員、佐野委員、千場委員、松本委員、三浦委員、三堀委員、楊箸委員

（欠席）金井委員、菊池委員、星名委員

【事務局】介護保険課 椿課長、小西係長、国部係長、佐藤係長、竹内係長
関係長、川崎、青井

地域福祉課 藤崎課長、田中課長補佐、新倉係長

指導監査課 草野課長、鈴木係長、伊藤

健康長寿課 青木課長、川田課長補佐、鎗木係長、中島係長

【傍聴者】3名

1 開 会

事務局（介護保険課長）の司会で開会した。

2 議 題

（1）介護保険運営状況について【報告事項】

事務局から資料1に基づき説明を行い、以下の質疑があった。

委 員 4ページの介護給付費について、訪問系サービスは増加し、通所系サービスは減少しているようだが、これは新型コロナウイルスの影響なのか。

事務局 詳細な分析はできていないが、新型コロナウイルスの影響による利用サービスの変化が要因の一つとして考えられる。

委 員 介護給付のうち訪問入浴介護について、給付費やサービス量が少ないのは、サービス事業者側が、人手がかかるなどの理由で苦慮していることが原因なのか。

事務局 そのような理由もあると考えられる。また、通所介護で、入浴を含めたサービスの提供を受けている人が多いという理由や、新型コロナウイルスに

よるサービスの利用控えもあると考えられる。

(2) 地域密着型サービスについて

地域密着型サービス事業者指定に係る意見について【意見聴取事項（事後）】

事務局から資料2に基づき説明を行い、以下の質疑があった。

委 員 9ページの⑳の写真について、この階段の先はどうなっているのか。

事務局 階段の先は壁で塞がっている。

委 員 8ページの㉑および㉒の写真について、誘導灯が小さく見えるがこの大きさで大丈夫なのか。

事務局 若干小さいが、高齢者でも十分視認できる大きさであり、消防法上の基準もクリアしている。

委 員 感染症の対策はとられているのか。

事務局 手指消毒用のアルコールや、飛沫防止用のアクリル板を設置するなどの対策をとっている。

委 員 窓があまりないようだが、換気はできるのか。

事務局 入口の自動ドアを手動でも開けることができるので、窓と対角線上に開けることで換気ができるようになっている。

地域密着型サービス事業者等の指定更新について【報告事項】

事務局から資料3に基づき説明を行い、以下の質疑があった。

委 員 更新は書類審査のみで、現地調査は行わないのか。

事務局 そのとおりである。

委 員 指定を受けた後に現地調査を行う機会はないのか。

事務局 更新にあたって現地調査は行わないが、現地調査とは別に実地指導を行っているので、その際に現地を確認する機会はある。

委 員 実地指導は何年ごとに行われるのか。

事務局 入所施設はおおむね2年ごと、入所施設以外はおおむね6年ごとである。

3 情報提供

(1) 第7期介護保険事業計画に基づく施設等の整備実績について

事務局から資料4に基づき説明を行った。質疑はなかった。

(2) 第8期介護保険事業計画に基づく施設等の整備予定について

事務局から資料5に基づき説明を行い、以下の質疑があった。

委員 小規模多機能型居宅介護事業所と看護小規模多機能型居宅介護事業所の3事業所については、第8期介護保険事業計画のなかで、不足している圏域に配置したい意向が示されているが、整備の見込みはどのような状況なのか。

事務局 現在募集期間中であり、いくつか問い合わせを受けている。問い合わせを受けた感触として、事業者が整備を計画している圏域もあるが、希望がない圏域もあるという印象を持っている。事業者が事業所を整備するには土地の問題や事業者の資金の問題があり、前回の第7期介護保険事業計画に基づく募集の際に、土地の問題が大きいということを事業者から意見をもらっていた。このため市からは、国有地の活用が可能という情報提供や、不動産協会・宅建協会と連携をとるなどし、整備に結びつくようにした。

委員 計画倒れにならないために、そのような働きかけは大事だと思う。ちなみに、最低限どの程度の土地面積が必要なのか。

事務局 事業所によって異なるが、例えば定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所のような入所・宿泊するタイプではない事業所は、土地面積は関係なく最低限「事業所」というものがあればよいと考えている。小規模多機能型居宅介護事業所など宿泊も可能な事業所だと、最大宿泊可能人数分の居室や通いのサービスのスペースの確保が必要な点から、民家と同等やそれ以上の面積が必要になると考えている。グループホームのような入居をするタイプの事業所は最大18人の居室が必要になるので、民家より大きい面積が必要になると考えている。

(3) 介護保険制度の主な改正内容について

事務局から資料6に基づき説明を行い、以下の質疑があった。

委員 1ページの「3 科学的介護の推進」について、データ入力など、事業者側の負担が大きいように感じた。今後、このデータがどのように使われていくのかということが明確になると良いと感じた。

事務局 国の審議会で、介護報酬を改定した効果や影響の検証などを行っている。その中で、この「科学的介護の推進」についても議論されるはずなので、今後の状況を注視していきたい。

委員 データ打ち込みに関して、介護報酬の上乗せがすでにされたのか。

- 事務局 介護報酬で加算がつけられている。
- 委員 ケアマネジャーの視点からの意見だと、L I F EのデータはADLに重点を置いており、本人の性格や家族の状況は加味されていない状態で身体的状況がどう改善したかというものなので、実際何が改善されてよくなったのかというのはまだ見えてきていない。今後こういった形でこれについての加算を取る意味があるのかを考えていきたい。また、データ入力にかかる事業所の手間はかなり大きいと思う。
- 委員 「科学的介護の推進」について、ここでいう「科学的介護」の意味合いとは、ケアマネジャーがプランを立てて、それに対しての科学的根拠なのか、実際のケアをするヘルパー等の方々の一つ一つのケアに対する根拠を示すところの科学的根拠なのか、この点がいつの間にか一緒くたになってしまっているように感じるので、人材育成にも力を入れるべきではないか。
- 委員 ケアマネジャーの立場から見ても、今後、人材育成に関する研修などを実施していく必要はあると思う。個人個人の介護について、ただADLを見るのではなく、どこに介護の根拠があり、どのように影響しているのかというのを現場サイドとしてもしっかりと勉強していく必要がある。
- 委員 利用者の個人情報収集・提供することについて、利用契約書に記載をするべきだと思うが、現状の契約のままで問題はないのか。厚生労働省から何か指示は来ているのか。
- 事務局 その点は、国でも議論がされていると思うが、現時点では詳細についての把握はできていない。
- 委員 「4 介護保険負担限度額の段階と預貯金額等助成要件の変更」について、利用者の負担が増えることについて、周知はどのように行っていく予定か。
- 事務局 具体的にはまだ決めていないが、きちんと周知していきたいと考えている。
(運営協議会終了後に確認した事項)
負担限度額認定証の更新手続きを行っていただくタイミングでしたので、更新の案内とあわせて周知を行いました。また、広報よこすか紙面でも周知を行いました。

(4) 新型コロナウイルス感染症への対応について（高齢者関係）

事務局から資料7に基づき説明を行い、以下の質疑があった。

- 委員 2ページの「マスク等衛生用品の配布」について、最近は衛生用品もだいぶ出回るようになってきたと思うが、行政からの配布は継続するということか。

事務局 そのとおりである。

(5) 新型コロナウイルスワクチン接種の状況について

事務局から資料8に基づき説明を行い、以下の質疑があった。

委 員 ワクチンの職域接種については積極的に啓発していくということか。

事務局 職域接種については、国全体でワクチンの供給量が足りていないということで、国のほうで新規受付を止めているので、積極的な啓発の予定はない。職域接種とは別に、介護保険施設・事業所の職員を対象とした優先接種については、必要に応じて啓発をする予定。特養や老健など入所系の施設では、すでに優先接種が始まっている。また、通所介護サービスなど居宅サービス事業所についてはまだ実施していなかったが、来週からスタートする予定。居宅サービス事業所のうち、まずは通所介護事業所の職員に対する優先接種を始める。現在、各事業所と日程調整をしているところである。通所介護事業所の後は、訪問介護事業所の職員に対する優先接種を始める予定。

委 員 ワクチンの供給量の問題があると思うが、優先接種に影響はあるのか。

事務局 優先接種については、確実にワクチンが確保できているので予定どおり進めていく。ただし、優先接種以外の一般の方については、今後市が確保できるワクチンの量の状況を見ながら調整していくので、1ページ記載の日程から前後する可能性がある。

委 員 資料8の中の「横須賀市医師会、市内の医療機関等にご協力をいただき取り組みを進めています」という一文に違和感がある。高齢者のワクチン接種において、ケアマネジャーをはじめとした介護施設・事業所の方々の協力はとても大きいものになっている。実際に、接種の予約をケアマネジャーや事業所の職員が代行しているといった現状がある。この代行は、報酬等関係なく気持ちでやっているものである。こういった気持ちでやっていることに対する評価がなされないまま、いつまでもやり続けるのはおかしいと思う。この点について、市として何らかの形で介護事業所をフォローすることや、評価してあげられる仕組みができるとよいのではないか。例えば、ワクチンに関するより詳しい情報を市民に周知したりすることなどが必要ではないか。

委 員 介護施設利用者がワクチンを接種しているのに、事業所の職員が接種できていないという現状もある。市内の事業所でクラスターが発生しているこ

ともあり、何か対策をしていくべきだと思う。また、本来接種できるはずの高齢者でも接種ができていない人がいる。その理由としては、本人や家族による接種の拒否があることや、接種をしたくても予約などの手だてがなく接種ができない状況にあることも考えられる。こういった人たちがどのぐらいいるのかも調べるべきだと思う。

事務局 介護保険課にも、ケアマネジャーなどからそういった声が寄せられている。ワクチンの接種は様々な方の協力で成り立っているのを感じているので、協力していただいている方々の思いに応えるような仕事の進め方をしていき、ワクチン接種を望んでいる人に漏れなく接種ができるよう、現場からの声を伝えていきたい。

4 その他

委員および事務局から案件はなかった。

5 閉 会

次回の開催は10月21日（木）午後2時からを予定していることを事務局（介護保険課長）から提示し、閉会した。

※この議事録は委員等の発言の要点筆記である。

以上